

令和8年度東京都立三鷹中等教育学校生徒募集要項

		一般枠募集
日程	出願受付	インターネットを活用した出願（以下「インターネット出願」という。）を行い、かつその他出願に要する書類については、特定記録郵便（下記書類提出期間に三鷹郵便局に必着（郵便局留））により受け付ける。 〔入力期間〕 令和7年12月18日（木）から令和8年1月16日（金）午後5時まで ※ 入力期間とは、インターネット出願において、インターネット上の出願サイト（以下「出願サイト」という。）に志願者情報等を入力することができる期間のことである。 〔書類提出期間〕 令和8年1月9日（金）から1月16日（金）まで ※ 書類提出期間とは、出願サイトへの入力に加え、出願に要する書類を志願先の都立中学校へ提出する期間のことである。
	検 査	令和8年2月3日（火）
	発 表	令和8年2月9日（月） 午前9時 校内の掲示及び合否照会サイト上で発表
	入学手続	令和8年2月9日（月） 午前9時から午後3時まで 令和8年2月10日（火） 午前9時から正午まで
応募資格		次の(1)から(4)までのいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、(5)、(6)のどちらかに該当する者 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和8年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者 (2) 令和8年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成25年4月2日から平成26年4月1日までの間に出生した外国籍を有する者 (3) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和8年3月に修了する見込みの者 (4) 令和8年3月31日までに、外国に所在する学校において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成25年4月2日から平成26年4月1日までの間に出生した者 (5) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でない場合は後見人をいう。以下、本要項において同じ。）と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、又は都内の小学校に在学している者のうち、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実で、次のアからエまでのいずれかに該当する者、あるいは、オに該当する者。ただし、アからエまでのうち、父母のどちらか一方とも同居していない場合は、具申書（様式12）の提出が必要。エに該当する者のうち都内に所在する児童福祉施設、又はオに該当する者のうち都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童の場合は、具申書の提出は不要だが、当該児童福祉施設の長からの「意見書」の提出が必要。 ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄弟等（以下「おじ等」という。）と同居している者

	イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者 ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者 エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者 オ 都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者 なお、東日本大震災（平成23年3月11日発生）、平成28年熊本地震（平成28年4月14日発生）、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震（平成30年9月6日発生）、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨又は令和6年能登半島地震（令和6年1月1日発生）において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「災害に伴う被災者」という。）で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人があり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。また、災害に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、小学校の校長は具申書（様式12）を提出すること。 (6) 応募資格の審査を受け、承認を得た者								
出願書類	(1) 入学願書（出願サイト上で志願者情報を入力するとともに、印刷する。） (2) 報告書（本校で配布したもの又は本校ホームページからダウンロードしたデータを使用すること。） (3) 応募資格審査関係書類（応募資格審査が必要な場合） (4) 入学考査料 2,200円 （出願サイト上での決済による納付とする。ただし、インターネットを活用した出願をすることができない者は、所定の納付書による納付とし、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付けた上で提出する。） (5) 本校校長が定めた書類等								
検査時間割	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>開始時刻～終了時刻</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集合</td><td>午前 8時30分</td></tr> <tr> <td>適性検査Ⅰ</td><td>午前 9時00分～午前 9時45分</td></tr> <tr> <td>適性検査Ⅱ</td><td>午前10時15分～午前11時00分</td></tr> </tbody> </table>		開始時刻～終了時刻	集合	午前 8時30分	適性検査Ⅰ	午前 9時00分～午前 9時45分	適性検査Ⅱ	午前10時15分～午前11時00分
	開始時刻～終了時刻								
集合	午前 8時30分								
適性検査Ⅰ	午前 9時00分～午前 9時45分								
適性検査Ⅱ	午前10時15分～午前11時00分								

検査等の方法	適性検査Ⅰ 出題の方針 文章を深く読み取り、論理的に思考する力、他者のものの見方や考え方を理解する力、分かりやすく適切に表現する力をみる。 ① 独自問題 適性検査Ⅱ 出題の方針 資料から情報を読み取り、課題に対して思考・判断する力、論理的に考察・処理する力、的確に表現する力などをみる。 ① 独自問題 ② 共同作成問題 ③ 共同作成問題																												
総合成績の算出方法	<table><tr><td>報告書</td><td>適性検査Ⅰ</td><td>適性検査Ⅱ</td><td></td></tr><tr><td>720 点 (満点)</td><td>100 点 (満点)</td><td>100 点 (満点)</td><td></td></tr><tr><td>↓</td><td>↓</td><td>↓</td><td></td></tr><tr><td></td><td>300 点 (換算後)</td><td>500 点 (換算後)</td><td></td></tr><tr><td></td><td colspan="2">└──────────┘</td><td></td></tr><tr><td>↓</td><td colspan="2">↓</td><td></td></tr><tr><td>200 点 (換算後)</td><td>+</td><td>800 点</td><td>= 1000 点 (総合成績)</td></tr></table>	報告書	適性検査Ⅰ	適性検査Ⅱ		720 点 (満点)	100 点 (満点)	100 点 (満点)		↓	↓	↓			300 点 (換算後)	500 点 (換算後)			└──────────┘			↓	↓			200 点 (換算後)	+	800 点	= 1000 点 (総合成績)
報告書	適性検査Ⅰ	適性検査Ⅱ																											
720 点 (満点)	100 点 (満点)	100 点 (満点)																											
↓	↓	↓																											
	300 点 (換算後)	500 点 (換算後)																											
	└──────────┘																												
↓	↓																												
200 点 (換算後)	+	800 点	= 1000 点 (総合成績)																										
合格候補者の決定	実施要綱第 1－6－3 による。 本校校長は、(1) から (3) までにより合格候補者を適切に決定する。 (1) 本校校長は、募集人員からインフルエンザ等学校感染症罹患患者等に対する追検査の募集人員を減じた人員を、本校の一般枠募集における募集人員とする。 (2) 一般枠募集における募集人員に相当する人員まで、本校校長が定めた入学者の決定方法により総合成績の順に決定し、これを本校の一般枠募集における合格候補者とする。 (3) 募集人員に対して過不足のないように入学者を決定するため、一般枠募集の合格候補者となっていない者のうちから、総合成績の順により、一定数の者を繰上げ合格候補者とする。																												
入学手続	合格者は、入学手続期間内に入学意思確認書(様式 9)を提出し、入学手続を行う。入学手続期間内に入学意思確認書を提出しない者は、合格を放棄したものとみなす。ただし、やむを得ない事情により入学手続期間内に入学意思確認書の提出ができない場合には、入学手続期間内に本校に連絡し、入学意思を伝えること。本校校長は状況を把握の上、当該合格者の入学手続の扱いを決定する。 なお、やむを得ない事情とは、自己の責に帰さない事情であり、公共交通機関の遅延又は急病等により、入学手続期間を過ぎる場合をいう。これによらない場合については、本校校長は都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当と協議の上、決定する。 本校校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書(様式 10)を交付する。 ※ 一般枠募集の入学手続状況は、2 月 1 0 日 (火) のプレス発表時刻以降に、校内に掲示及び本校ホームページに掲載する。																												